平成２５年（フ）第２１７号
埼玉県行田市大字持田2754番地サンライズ行田101
債務者　青木　弓子（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２４３号
埼玉県熊谷市新堀新田514番地５
債務者　松下　洋一
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２４５号
埼玉県深谷市上野台3011番地１　ボヌール101号
債務者　清水　　潔
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７５号
三重県度会郡玉城町勝田3060番地14
債務者　菊地　眞弓
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
愛知県岡崎市真伝１丁目３番地４　アン・シャンウルー402、前住所札幌市清田区里塚緑ヶ丘10丁目９番10号
債務者　則竹　敬子（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
埼玉県草加市高砂２丁目20番８―611号、旧住所埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地14号棟510号室
債務者　柳澤　健二
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
埼玉県草加市高砂２丁目20番８―611号、旧住所埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地14号棟510号室
債務者　柳澤　惠子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３４２号
埼玉県春日部市南中曽根262番地13
債務者　豊田　章仁
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３５６号
埼玉県春日部市大沼２丁目61番地　栗原第２マンション205
債務者　丸山　　覚
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1660番地１　サンハイツ50―103号
債務者　本橋　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
埼玉県秩父市中宮地町５番26号
債務者　福島　由典
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
新潟県長岡市希望が丘４丁目５番地８　ペルソナ拓201号室、前住所新潟県長岡市若草町３丁目13番地16　サンクレスト桜花202号室
債務者　小岩井　藍
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
岡山県笠岡市生江浜988番地１
債務者　赤田　宏典
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
岡山県倉敷市大島75番地４
債務者　和気　公明
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
岡山県笠岡市笠岡2338番地５
債務者　兼松　真実
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
岡山県倉敷市安江73番地２　プレジール中野屋Ｂ―106
債務者　原　まり子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
群馬県富岡市一ノ宮544番地２　中西アパート２号
債務者　坂井　　浩
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで前橋地方裁判所高崎支部